

## 最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)

最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)(以下「業務改善助成金」という。)は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資やサービスの利用等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資等にかかった経費の一部を助成します。

労働時間・年次有給休暇や賃金、労働者の安全と健康確保対策については、労働基準法や最低賃金法、労働安全衛生法で労働条件の最低基準が定められており、これを遵守しなければなりません。

法的責任は事業主が果たす必要がありますが、さらなる労働条件の向上に取り組む企業等に対して、以下のような支援を行っています。

### 対象事業主

※引上げ額(コース区分)により助成率や助成の上限が異なります。  
助成額をご覧ください。

日本国内に事業場を設置している中小企業事業者において、当該事業場における雇入れ後6月を経過した労働者の最も低い時間あたりの賃金額を、下記のコース区分ごとに定める金額以上引上げる事業者が対象となります。

中小企業の範囲については、P14「中小企業の範囲」を参照ください。

なお、業種については、日本標準産業分類(第13回改定(平成26年4月1日施行))に基づきます。

### 助成額

コース区分	助成対象事業場 (事業場内最低賃金)	引上げ額	助成率	引上げ労働者数	助成の上限
30円コース (800円未満)	事業場内最低賃金800円未満の事業場 かつ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	30円以上	生産性を満たした場合は 4/5 9/10	1~3人	50万円
				4~6人	70万円
				7人以上	100万円
30円コース	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	30円以上	生産性を満たした場合は 3/4 4/5	1~3人	50万円
				4~6人	70万円
				7人以上	100万円

※「生産性要件」はP17を参照ください

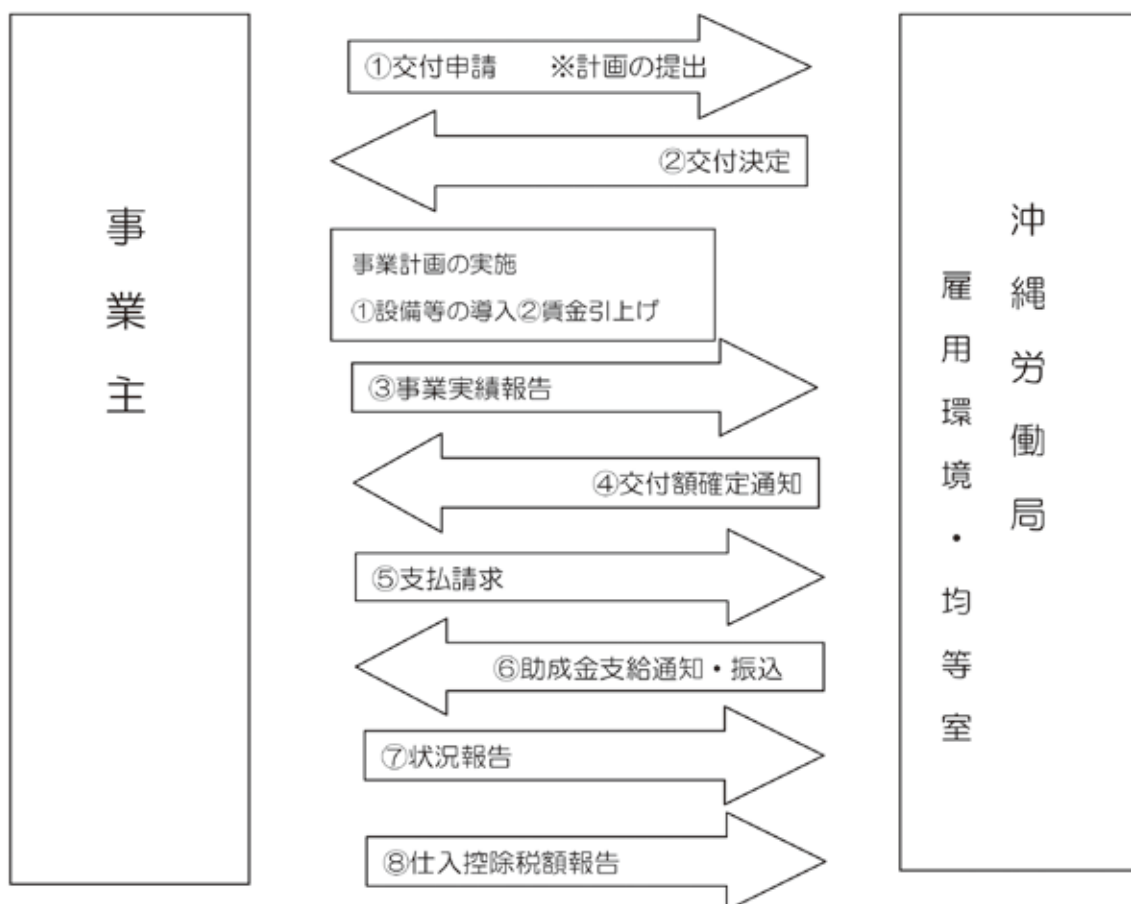
### 助成対象となる経費

この助成金は、生産性向上・労働能率の増進に資する、設備・機器の導入に加え、教育訓練や経営コンサルティング等のサービスの利用も対象となります。

業務効率化のための新しい生産機械の導入、管理システム開発・導入、受発注機能があるホームページの作成や、顧客回転率の向上のための専門家による業務フロー見直し等が対象であり、詳細は「交付要領(別紙3)」(厚生労働省HPに掲載)を参照ください。

但し、①単なる経費削減のための経費（例：LED電球への交換等）②職場環境を改善するための経費（例：エアコン設置、執務室の拡大、机・椅子の増設等）③通常の事業活動に伴う経費（例：事務所借料、光熱費、従業員賃金、交際費、消耗品費、通信費、汎用事務機器購入費、広告宣伝費等）等、助成の趣旨にそわない経費には助成できません。

## 手続きの流れ



①の交付申請期限は、**令和2年1月31日まで**となります。なお、国の予算額に制約されるため、令和2年1月31日以前に受付を締め切る場合があります。

助成金を申請する場合は、助成金のルール等を定めた「交付要綱」「交付要領」（厚生労働省HPに掲載）を確認ください。

中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題に対応するため、ワン・ストップ相談窓口を設けています。社会保険労務士などの専門家が、労務管理上のお悩みをお聞きし、就業規則の作成方法、賃金規定の見直しや労働関係助成金の活用などを含めたアドバイスを無料で対応いたします。

### ■沖縄働き方改革推進支援センター

住所：那覇市前島 2-12-12 セトルコ-ホ 兼陽 205

TEL：0120-420-780 Mail：[soudan@sr-okinawa.or.jp](mailto:soudan@sr-okinawa.or.jp)

※電話・メール・来所により相談を受付けています。